

会議結果報告書

平成27年8月27日

会議の名称	第4回滞納ZEROプロジェクト会議
日時	平成27年8月27日(木) 午前9時30分～午前10時30分
場所	市役所 5階 入札室
出席者職氏名	<p>【チームリーダー等】(※進行者)</p> <p>収税課長: 芦野課長 ※リーダー: 市ノ瀬主幹 サブリーダー: 佐々木主幹</p> <p>【収税課】 間船主事</p> <p>【高齢者ふれあい課】 増田主査</p> <p>【福祉課】 塩盛主幹</p> <p>【子育て支援課】 一杉主査</p> <p>【建築課】 成田主幹</p> <p>【教育総務課】 富澤主幹</p> <p>【上下水道総務課】 谷岡主査</p> <p style="text-align: right;">(計 10人)</p>
議題	<p>1.各課における納付催促文書(督促状、催告書等)の現状確認</p> <p>2. 次回までの課題について</p>
結果等	<p>1. 各課における納付催促文書(督促状、催告書等)の現状確認</p> <p>【収税課】 ※市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 督促状・・・納期限経過後、20日以内に送付。20日以内というのは地方税法に定められている期間。督促状の発布は滞納処分的前提行為であり、すべての該当者に必ず送付される。教示として、①延滞金の計算、②滞納処分、③不服申立てが記載されている。 催告書・・・現年分と滞納繰越分(過年分)でそれぞれ実施。27年度においては現年分は5回、過年分は3回で送付予定となっている。</p> <p>【高齢者ふれあい課】 ※介護保険料、後期高齢者医療保険料 税金同様、督促状と催告書を発布。 (介) 催告書には、保険料の連帯義務(介護保険法第132条)、保険料納付義務の継承(介護保険料第143条)、滞納処分(介護保険料第144条)、滞納者へ</p>

の保険給付(介護保険料第66～69条)の説明が掲載されている。また、延滞金は納付の際に計算する旨の文言と、不服の申立についての教示が記載されている。

【子育て支援課】 ※保育園入園児童保護者負担金、学童保育保護者負担金
(保)督促状と催告書を発布。督促状には①異議申立てについて、②取消訴訟についての教示が掲載されている。

(学)督促状と催告書を発布。督促状には、教示は掲載されていない。次回までに他市における督促状の内容を確認のうえ、教示の掲載についても検討。

【福祉課】 ※生活保護法第78条返還金

法改正以降、対象となっている返還金は2件あり。どちらも分割納付で対応中。78条返還金の対象となった受給者は、生活保護廃止となる場合がほとんどのため、ケースワーカーによる後追いは行われていない。

今後の納付催促の方法については、ケースワーカーによる催促や督促状の送付も視野に入れており、システムの改修も要検討。

【教育総務課】 ※入学資金貸付金

督促状を発送している。ただし、連帯保証人への納付催告通知は発送していない。したがって、本人が滞納している事実を連帯保証人が知らないケースも十分有り得る。

今後は、納付書含め連帯保証人への納付催告も実施する予定。ただし、本人による納付か、連帯保証人による納付かにより時効の中断に影響が出てくるので、誰による納付かを明確にする必要がある。これについては、次回の会議までに案を考えてくる。

【建築課】 ※市営住宅家賃

通常は、本人への電話催告→納付催促通知の手順。ただし、本人に接触できないときは連帯保証人へも通知や納付書を渡す。連帯保証人の確認は、毎年9月に実施。その際、印鑑証明書と住民票の添付を義務付けている。

【水道課】 ※上下水道料金

納期限から約2か月で停水まで至る。具体的には、納期限の翌日から20日経過で督促状を送付。さらに20日経過で給水停止通知の郵送。その後15日以内に納付がなければ給水停止となる。

2. 次回までの課題について

学童保育保護者負担金・・・督促状における教示の有無について、他市に確認。
入学資金貸付金・・・本人が納付したのか、保証人が納付したのかを明確にするための具体案の提示。

上下水道料金・・・督促状の発送が、納付期限後20日である根拠の提示。

次 回	日 時	平成27年9月29日(火)9時30分～
	場 所	市役所 4階 第1委員会室